

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文  
 (新旧対照条文一覧)

○奄美群島振興開発特別措置法施行令(昭和二十九年政令第二百三十九号)	(第一条関係)	1
○小笠原諸島振興開発特別措置法施行令(昭和四十五年政令第十三号)	(第二条関係)	5
○公営住宅法施行令(昭和二十六年政令第二百四十号)	(第三条関係)	7
○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令(昭和六十一年政令第九十五号)	(第三条関係)	8
○使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令(平成十四年政令第三百八十九号)	(第三条関係)	9
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)	(第四条関係)	10
○災害対策基本法施行令(昭和三十七年政令第二百八十八号)	(第五条関係)	12
○介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)	(第六条関係)	13
○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十七年政令第四百四十六号)	(第七条関係)	14
○総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)	(第八条関係)	15
○財務省組織令(平成十二年政令第二百五十号)	(第九条関係)	17
○国土交通省独立行政法人評価委員会令(平成十二年政令第三百二十四号)	(第九条関係)	18
○農林水産省組織令(平成十二年政令第二百五十三号)	(第十条関係)	19
○国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)	(第十一条関係)	21

改正案	現行
<p>（特別の助成）</p> <p>第一条（略） 2～5（略） （削る）</p> <p>（交付金事業計画の事業）</p> <p>第一条の二 法第八条第二項第一号に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一 農林水産物の輸送に要する費用の低廉化に関する事業</p> <p>二 農業の生産性の向上に関する事業</p> <p>三 情報通信業における新たな事業機会の創出に関する事業</p> <p>四 観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する事業</p> <p>五 奄美群島の特性に応じた産業の振興に寄与する人材の確保及び育成に関する事業</p> <p>六 航路及び航空路における人の往来に要する費用の低廉化に関する事業</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、奄美群島の特性に応じた産業の振興又は奄美群島における住民の生活の利便性の向上に資する事業で国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が当該事業を所管する大臣と協議して指定する事業</p> <p>（診療所の設置等に係る費用の範囲）</p> <p>第二条 法第二十二條第五項の規定による補助は、同項に規定する事業</p>	<p>（特別の助成）</p> <p>第一条（略） 2～5（略） 6 法第六條第五項に規定する政令で定める事業は、別表第三に掲げる事業で、奄美群島の地理的及び自然的特性その他の特殊事情により、奄美群島において国の補助を受けて行う必要があると認められるものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（診療所の設置等に係る費用の範囲）</p> <p>第二条 法第六條の三第五項の規定による補助は、同項に規定する事業</p>

につき鹿児島県が支弁する費用の額から当該事業の実施に伴う収入の額を控除した額を基準として、厚生労働大臣が定めるところにより算定した額について行うものとする。

(小口の事業資金以外の事業資金の貸付けの対象)

第八条 法第五十条第三号に規定する政令で定める事業は、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和四十年法律第九号)第二十一条第一号に規定する施設において分蜜糖を製造する事業とする。

(業務を委託する金融機関)

第九条 法第五十一条第一項に規定する政令で定める金融機関は、銀行、信用金庫及び信用協同組合とする。

(毎事業年度において国庫等に納付すべき額の算定方法)

第十条 法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第三号。以下「通則法」という。)第四十四条第一項ただし書の政令で定めるところにより計算した額(以下「毎事業年度において国庫等に納付すべき額」という。)は、同項に規定する残余の額に百分の九十を乗じて得た額とする。

2 独立行政法人奄美群島振興開発基金(以下「基金」という。)は、毎事業年度において国庫等に納付すべき額を法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する通則法第四十四条第一項ただし書の規定により国庫及び基金に出資した地方公共団体に納付しようとするときは、当該毎事業年度において国庫等に納付すべき額を政府及び当該地方公共団体からの出資金の額に應じて按分するものとする。

3 (略)

(納付金の納付の手續)

第十一条 基金は、毎事業年度において国庫等に納付すべき額を生じたときは、法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する通則法

につき鹿児島県が支弁する費用の額から当該事業の実施に伴う収入の額を控除した額を基準として、厚生労働大臣が定めるところにより算定した額について行うものとする。

(小口の事業資金以外の事業資金の貸付けの対象)

第八条 法第十七条第三号に規定する政令で定める事業は、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和四十年法律第九号)第二十一条第一号に規定する施設において分みつ糖を製造する事業とする。

(業務を委託する金融機関)

第九条 法第十八条第一項に規定する政令で定める金融機関は、銀行、信用金庫及び信用協同組合とする。

(毎事業年度において国庫等に納付すべき額の算定方法)

第十条 法第十九条第一項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第三号。以下「通則法」という。)第四十四条第一項ただし書の政令で定めるところにより計算した額(以下「毎事業年度において国庫等に納付すべき額」という。)は、同項に規定する残余の額に百分の九十を乗じて得た額とする。

2 独立行政法人奄美群島振興開発基金(以下「基金」という。)は、毎事業年度において国庫等に納付すべき額を法第十九条第一項の規定により読み替えて適用する通則法第四十四条第一項ただし書の規定により国庫及び基金に出資した地方公共団体に納付しようとするときは、当該毎事業年度において国庫等に納付すべき額を政府及び当該地方公共団体からの出資金の額に應じて按分するものとする。

3 (略)

(納付金の納付の手續)

第十一条 基金は、毎事業年度において国庫等に納付すべき額を生じたときは、法第十九条第一項の規定により読み替えて適用する通則法第

第四十四条第一項ただし書の規定により国庫及び基金に出資した地方公共団体に納付する金銭（以下「納付金」という。）の計算書に、当該事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを主務大臣及び基金に出資した地方公共団体に提出しなければならない。

（奄美群島振興開発債券の発行の認可）

第二十三条 基金は、法第五十三条第一項の規定により奄美群島振興開発債券の発行の認可を受けようとするときは、奄美群島振興開発債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 五（略）

2（略）

附則

7 法附則第六項に規定する政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。

8 前項に規定する期間は、特別措置法第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法附則第五項の規定による国の貸付金（以下「国の貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。

11 法附則第九項に規定する政令で定める場合は、前項の規定により償

第四十四条第一項ただし書の規定により国庫及び基金に出資した地方公共団体に納付する金銭（以下「納付金」という。）の計算書に、当該事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを主務大臣及び基金に出資した地方公共団体に提出しなければならない。

（奄美群島振興開発債券の発行の認可）

第二十三条 基金は、法第二十条第一項の規定により奄美群島振興開発債券の発行の認可を受けようとするときは、奄美群島振興開発債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 五（略）

2（略）

附則

7 法附則第八項に規定する政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。

8 前項に規定する期間は、特別措置法第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法附則第七項の規定による国の貸付金（以下「国の貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。

11 法附則第十一項に規定する政令で定める場合は、前項の規定により

償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

(削る)

償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

12 法附則第十二項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 農林畜水産物の加工度の高い工業
- 二 産業の振興開発に係る交通運輸業
- 三 産業の振興開発に寄与する事業の用に供する土地の造成事業
- 四 前三号に掲げるもののほか、産業の振興開発のため特に必要な事業で国土交通大臣及び財務大臣の指定するもの

(削る)

別表第三(第一条関係)

- 一 はぶ咬症（はぶくち）の予防及び治療に関する事業
- 二 さとうきびの生産の合理化に関する事業
- 三 奄美群島に存在している有害な動物で、そのまん延により有用な植物に重大な損害を与えるおそれがあるものの防除に関する事業
- 四 前三号に掲げるもののほか、奄美群島の振興開発に必要なものとして国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が当該事業に関する主務大臣と協議して指定する事業

改正案	現行
<p>（特別の助成）</p> <p>第一条 小笠原諸島振興開発特別措置法（以下「法」という。）<u>第七条</u> 第一項に規定する政令で定める事業は、別表第一に掲げる事業で国土交通大臣が当該事業に関する主務大臣と協議して指定するものとし、当該事業に要する経費に対する国の負担又は補助の割合は、それぞれ同表に掲げる割合とする。</p> <p>（国有財産の譲与等）</p> <p>第二条 国は、関係地方公共団体において国有財産を別表第二の上欄に掲げる施設で<u>法第六条第一項</u>に規定する振興開発計画に係るもの用に供しようとする場合には、当該関係地方公共団体に対して、同表の区分に応じ、当該国有財産を無償又は時価より低い価格で譲渡し、又は貸し付けることができる。</p> <p>（<u>法第四十一条第一項</u>の政令で定める者）</p> <p>第三条 <u>法第四十一条第一項</u>に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者で永住の目的をもつて小笠原諸島の地域へ移住するもののうち、国の行政機関が作成した旧島民の帰島に関する計画に基づき当該移住をするものであることにつき当該行政機関の認定を受けた者とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（<u>法第四十一条第二項</u>の政令で定める計算）</p> <p>第三条の二 <u>法第四十一条第二項</u>に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、千五百万円の範囲内において、まず同条第一項第二号の規定により控除すべき金額から成るものとし、同号の規定の適用が</p>	<p>（特別の助成）</p> <p>第一条 小笠原諸島振興開発特別措置法（以下「法」という。）<u>第六条</u> 第一項に規定する政令で定める事業は、別表第一に掲げる事業で国土交通大臣が当該事業に関する主務大臣と協議して指定するものとし、当該事業に要する経費に対する国の負担又は補助の割合は、それぞれ同表に掲げる割合とする。</p> <p>（国有財産の譲与等）</p> <p>第二条 国は、関係地方公共団体において国有財産を別表第二の上欄に掲げる施設で<u>法第四条第一項</u>に規定する振興開発計画に係るもの用に供しようとする場合には、当該関係地方公共団体に対して、同表の区分に応じ、当該国有財産を無償又は時価より低い価格で譲渡し、又は貸し付けることができる。</p> <p>（<u>法第十五条第一項</u>の政令で定める者）</p> <p>第三条 <u>法第十五条第一項</u>に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者で永住の目的をもつて小笠原諸島の地域へ移住するもののうち、国の行政機関が作成した旧島民の帰島に関する計画に基づき当該移住をするものであることにつき当該行政機関の認定を受けた者とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（<u>法第十五条第二項</u>の政令で定める計算）</p> <p>第三条の二 <u>法第十五条第二項</u>に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、千五百万円の範囲内において、まず同条第一項第二号の規定により控除すべき金額から成るものとし、同号の規定の適用が</p>

がない場合又は同号の規定により控除すべき金額が千五百万円に満たない場合には、千五百万円又は当該満たない部分の金額の範囲内において、順次同項第四号、第三号又は第一号の規定により控除すべき金額から成るものとして計算した金額とする。この場合において、同項第四号に規定する譲渡益に相当する金額のうち所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十三条第三項第一号に掲げる所得に係る部分の金額と同項第二号に掲げる所得に係る部分の金額とがあるときは、まず同項第一号に掲げる所得に係る部分の金額から控除するものとする。

（法第四十二条第一項の不動産の価格の決定）

第四条 東京都知事は、法第四十二条第一項の価格が固定資産課税台帳に登録されていない不動産については、当該不動産を譲渡した日現在におけるその価格を決定するものとする。

（法第四十二条第二項の離島前の家屋の価額）

第五条 法第四十二条第二項に規定する離島前の家屋の価額として政令で定める額は、小笠原諸島の地域において取得した家屋の価格にその家屋の床面積に対する離島前の家屋の床面積（既に小笠原諸島の地域において取得した家屋があるときは、その床面積を控除した面積）の割合（その割合が一を超えるときは、一）を乗じて得た額とする。

附 則

（法附則第三項の政令で定める者）

2 法附則第三項に規定する政令で定める者は、第三条各号のいずれかに該当する者で永住の目的をもって小笠原諸島の地域へ移住したものであることにつき国の行政機関の認定を受けた者とする。

ない場合又は同号の規定により控除すべき金額が千五百万円に満たない場合には、千五百万円又は当該満たない部分の金額の範囲内において、順次同項第四号、第三号又は第一号の規定により控除すべき金額から成るものとして計算した金額とする。この場合において、同項第四号に規定する譲渡益に相当する金額のうち所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十三条第三項第一号に掲げる所得に係る部分の金額と同項第二号に掲げる所得に係る部分の金額とがあるときは、まず同項第一号に掲げる所得に係る部分の金額から控除するものとする。

（法第十六条第一項の不動産の価格の決定）

第四条 東京都知事は、法第十六条第一項の価格が固定資産課税台帳に登録されていない不動産については、当該不動産を譲渡した日現在におけるその価格を決定するものとする。

（法第十六条第二項の離島前の家屋の価額）

第五条 法第十六条第二項に規定する離島前の家屋の価額として政令で定める額は、小笠原諸島の地域において取得した家屋の価格にその家屋の床面積に対する離島前の家屋の床面積（すでに小笠原諸島の地域において取得した家屋があるときは、その床面積を控除した面積）の割合（その割合が一をこえるときは、一）を乗じて得た額とする。

附 則

（法附則第五項の政令で定める者）

2 法附則第五項に規定する政令で定める者は、第一条各号のいずれかに該当する者で永住の目的をもって小笠原諸島の地域へ移住したものであることにつき国の行政機関の認定を受けた者とする。

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>7 法附則第十五項に規定する政令で定める地域は、次に掲げる地域（第四号及び第五号に掲げる地域にあつては、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域を除く。）とする。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>六 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）  <b>第四条第一項に規定する小笠原諸島</b></p> <p>七・八 （略）</p>	<p>附 則</p> <p>7 法附則第十五項に規定する政令で定める地域は、次に掲げる地域（第四号及び第五号に掲げる地域にあつては、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域を除く。）とする。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>六 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）  <b>第二条第一項に規定する小笠原諸島</b></p> <p>七・八 （略）</p>

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）（第三条関係）  
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第四条第一項第三号の政令で定める業務）                      第二条（略）</p> <p>2 前項のへき地とは、次の各号のいずれかに該当する地域をその区域に含む厚生労働省令で定める市町村とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）                      第四条第一項に規定する小笠原諸島の地域</p> <p>六・七（略）</p>	<p>（法第四条第一項第三号の政令で定める業務）                      第一条（略）</p> <p>2 前項のへき地とは、次の各号のいずれかに該当する地域をその区域に含む厚生労働省令で定める市町村とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）                      第二条第一項に規定する小笠原諸島の地域</p> <p>六・七（略）</p>

○使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成十四年政令第三百八十九号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（離島の地域） 第十五条 法第百六条第三号の離島の地域として政令で定める地域は、次に掲げる島の地域とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号） 第四条第一項に規定する小笠原諸島</p> <p>四 （略）</p>	<p>（離島の地域） 第十五条 法第百六条第三号の離島の地域として政令で定める地域は、次に掲げる島の地域とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号） 第二条第一項に規定する小笠原諸島</p> <p>四 （略）</p>

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）（第四条関係）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（補助金等とする給付金の指定）</p> <p>第二条 法第二条第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（第四十七号から第百五十八号までにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とする。</p> <p>一〇十（略）</p> <p>十一 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）第二条第四項の規定による給付金</p> <p>十二 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第九条第二項に規定する交付金</p> <p>十三〇六十二（略）</p> <p>六十三 電源立地地域対策交付金（第二十号）に掲げる給付金に該当するものを除く。）</p> <p>六十四〇七十一（略）</p> <p>七十二 地域住宅交付金（第三十五号）に掲げる給付金に該当するものを除く。）</p> <p>七十三〇七十四（略）</p> <p>七十五 農山漁村活性化対策整備交付金（第三十八号）に掲げる給付金に該当するものを除く。）</p> <p>七十六 農山漁村活性化対策推進交付金（第三十八号）に掲げる給付金に該当するものを除く。）</p> <p>七十七〇百十五（略）</p> <p>百十六 地域自主戦略交付金（第十三号、第三十五号又は第三十九号）に掲げる給付金に該当するものを除く。）</p> <p>百十七 沖繩振興自主戦略交付金（第十三号、第三十五号又は第三十九号）に掲げる給付金に該当するものを除く。）</p>	<p>（補助金等とする給付金の指定）</p> <p>第二条 法第二条第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（第四十六号から第百五十七号までにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とする。</p> <p>一〇十（略）</p> <p>十一 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）第二条第四項の規定による給付金</p> <p>（新設）</p> <p>十二〇六十一（略）</p> <p>六十二 電源立地地域対策交付金（第十九号）に掲げる給付金に該当するものを除く。）</p> <p>六十三〇七十（略）</p> <p>七十一 地域住宅交付金（第三十四号）に掲げる給付金に該当するものを除く。）</p> <p>七十二〇七十三（略）</p> <p>七十四 農山漁村活性化対策整備交付金（第三十七号）に掲げる給付金に該当するものを除く。）</p> <p>七十五 農山漁村活性化対策推進交付金（第三十七号）に掲げる給付金に該当するものを除く。）</p> <p>七十六〇百十四（略）</p> <p>百十五 地域自主戦略交付金（第十二号、第三十四号又は第三十八号）に掲げる給付金に該当するものを除く。）</p> <p>百十六 沖繩振興自主戦略交付金（第十二号、第三十四号又は第三十八号）に掲げる給付金に該当するものを除く。）</p>

百十八～百二十七 (略)

百二十八 社会資本整備総合交付金(第三十一号、第三十五号又は第三十九号に掲げる給付金に該当するものを除く。)

百二十九～百四十四 (略)

百四十五 防災・安全社会資本整備交付金(第三十一号、第三十五号又は第三十九号に掲げる給付金に該当するものを除く。)

百四十六～百五十七 (略)

百五十八 福島再生加速化交付金(第四十六号に掲げる給付金に該当するものを除く。)

百十七～百二十六 (略)

百二十七 社会資本整備総合交付金(第三十号、第三十四号又は第三十八号に掲げる給付金に該当するものを除く。)

百二十八～百四十三 (略)

百四十四 防災・安全社会資本整備交付金(第三十号、第三十四号又は第三十八号に掲げる給付金に該当するものを除く。)

百四十五～百五十六 (略)

百五十七 福島再生加速化交付金(第四十五号に掲げる給付金に該当するものを除く。)

改 正 案	現 行
<p>（政令で定める計画）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>2 法第四十一条第八号の政令で定める計画は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号） 第五條第一項に規定する奄美群島振興開発計画</p> <p>三 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号） 第六條第一項に規定する小笠原諸島振興開発計画</p> <p>四 （略）</p>	<p>（政令で定める計画）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>2 法第四十一条第八号の政令で定める計画は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号） 第三條第一項に規定する奄美群島振興開発計画</p> <p>三 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号） 第四條第一項に規定する小笠原諸島振興開発計画</p> <p>四 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（法第百六条の政令で定める規定等） 第三十七条 法第百六条の政令で定める規定は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一～十三 （略）</p> <p>十四 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）の規定（<u>第二十二條第一項第一号</u>に限る。）</p> <p>十五～三十三 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（法第百六条の政令で定める規定等） 第三十七条 法第百六条の政令で定める規定は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一～十三 （略）</p> <p>十四 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）の規定（<u>第六條の三第一項第一号</u>に限る。）</p> <p>十五～三十三 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）（第七条関係）（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〜百三十五（略）</p> <p>百三十五の二 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）</p> <p>百三十六〜二百十二（略）</p> <p>二百十二の二 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）</p> <p>二百十三〜四百三十六</p>	<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〜百三十五（略）</p> <p>（新設）</p> <p>百三十六〜二百十二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二百十三〜四百三十六</p>

改 正 案

現 行

				<p>附則 （自治行政局の所掌事務の特例） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 自治行政局は、第七条第一項各号に掲げる事務及び前二項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>	
日	平成二十九年三月三十一日	（略）	（略）	（削る）	（削る）
日	平成三十一年三月三十一日	（略）	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）	（新設）	（新設）
				<p>附則 （自治行政局の所掌事務の特例） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 自治行政局は、第七条第一項各号に掲げる事務及び前二項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>	
日	平成二十九年三月三十一日	（略）	（略）	平成二十六年三月三十一日	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
日	平成二十九年三月三十一日	（略）	（略）	（新設）	（新設）

(略)	平成三十三年三月三十一日	
(略)	(略)	の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

(略)	平成三十三年三月三十一日	
(略)	(略)	

改 正 案	現 行
<p>附 則 （大臣官房の所掌事務の特例） 第二条（略） 2 大臣官房は、第三条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、平成三十一年三月三十一日までの間、独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する事務をつかさどる。 3 6（略）</p> <p>（大臣官房政策金融課の所掌事務の特例） 第四条 大臣官房政策金融課は、第十九条各号に掲げる事務のほか、平成三十一年三月三十一日までの間、附則第二条第二項に規定する事務をつかさどる。</p>	<p>附 則 （大臣官房の所掌事務の特例） 第二条（略） 2 大臣官房は、第三条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、平成二十六年三月三十一日までの間、独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する事務をつかさどる。 3 6（略）</p> <p>（大臣官房政策金融課の所掌事務の特例） 第四条 大臣官房政策金融課は、第十九条各号に掲げる事務のほか、平成二十六年三月三十一日までの間、附則第二条第二項に規定する事務をつかさどる。</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則 （分科会の特例） 第二条 委員会に、第五条第一項の表の上欄に掲げる分科会のほか、平成三十一年三月三十一日までの間、奄美群島振興開発基金分科会を置き、同分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、独立行政法人奄美群島振興開発基金に係るものを処理することとし、同分科会の庶務は、国土交通省国土政策局特別地域振興官において処理する。この場合において、第五条第二項中「前項の表の上欄に掲げる分科会」とあるのは、「前項の表の上欄に掲げる分科会及び奄美群島振興開発基金分科会」とする。</p>	<p>附 則 （分科会の特例） 第二条 委員会に、第五条第一項の表の上欄に掲げる分科会のほか、平成二十六年三月三十一日までの間、奄美群島振興開発基金分科会を置き、同分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、独立行政法人奄美群島振興開発基金に係るものを処理することとし、同分科会の庶務は、国土交通省国土政策局特別地域振興官において処理する。この場合において、第五条第二項中「前項の表の上欄に掲げる分科会」とあるのは、「前項の表の上欄に掲げる分科会及び奄美群島振興開発基金分科会」とする。</p>

改正案				現行			
<p>附則 （農村振興局の所掌事務の特例） 第四条 農村振興局は、第八条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>							
期限	（削る）	（削る）	（削る）	期限	平成二十六年三月三十一日	（削る）	（削る）
日	平成二十九年三月三十一日	（略）	（略）	日	平成二十九年三月三十一日	（略）	（略）
（新設）	（新設）	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関するこ		（新設）	（新設）	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関するこ	

(略)	平成三十三年三月三十一日	
(略)	(略)	と。

(略)	平成三十三年三月三十一日	
(略)	(略)	

改正案		現行	
<p>附則 （国土政策局の所掌事務の特例） 第二条 国土政策局は、第五条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>		<p>附則 （国土政策局の所掌事務の特例） 第二条 国土政策局は、第五条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>	
期限	事務	期限	事務
(削る)	(削る)	平成二十六年三月三十一日	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。以下同じ。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。
(削る)	(削る)		奄美群島振興開発計画（奄美群島振興開発特別措置法第三条第一項に規定する奄美群島振興開発計画をいう。以下同じ。）に基づく公共事業に關する関係行政機関の経費の配分計画に關すること。
(削る)	(削る)		独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う業務に關すること。
(削る)	(削る)		小笠原諸島（小笠原諸島振興開発特別

	(略)	平成二十九年三月三十一日			平成三十一年三月三十一日
	(略)	(略)	奄美群島(奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島をいう。以下同じ。)の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。	奄美群島振興開発計画(奄美群島振興開発特別措置法第五条第一項に規定する奄美群島振興開発計画をいう。以下同じ。)に基づく公共事業に關する関係行政機関の経費の配分計画に關すること。	独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う業務に關すること。 小笠原諸島(小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島

	(略)	平成二十九年三月三十一日		(新設)	
措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第二条第一項に規定する小笠原諸島をいう。以下同じ。)の総合的な振興及び開発に關すること。	(略)	(略)	(新設)	(新設)	(新設)

	をいう。以下同じ。）の総合的な振興及び開発に関する」と。
平成三十三年三月三十一日	(略)
平成三十五年三月三十一日	(略)

(国土政策局離島振興課等の設置期間の特例)  
 第六条 (略)

2 国土政策局特別地域振興官は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

(国土政策局特別地域振興官の職務の特例)

第十条 国土政策局特別地域振興官は、第七十条各号に掲げる事務のほか、平成三十一年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 (略)

(観光庁観光地域振興部の所掌事務の特例)

第二十八条 観光庁観光地域振興部は、第二百二十四条の二各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
	奄美群島特例通訳案内士に関すること

平成三十三年三月三十一日	(略)
平成三十五年三月三十一日	(略)

(国土政策局離島振興課等の設置期間の特例)  
 第六条 (略)

2 国土政策局特別地域振興官は、平成二十六年三月三十一日まで置かれるものとする。

(国土政策局特別地域振興官の職務の特例)

第十条 国土政策局特別地域振興官は、第七十条各号に掲げる事務のほか、平成二十六年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 (略)

(観光庁観光地域振興部の所掌事務の特例)

第二十八条 観光庁観光地域振興部は、第二百二十四条の二各号に掲げる事務のほか、平成三十四年三月三十一日までの間、沖縄特例通訳案内士に関する事務をつかさどる。

平成三十一年三月三十一日	小笠原諸島特例通訳案内士に関すること。
平成三十四年三月三十一日	沖縄特例通訳案内士に関すること。

(観光庁観光地域振興部観光資源課の所掌事務の特例)  
 第二十九条 観光庁観光地域振興部観光資源課は、第二百二十四条の九各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

平成三十一年三月三十一日	奄美群島特例通訳案内士に関すること。
平成三十四年三月三十一日	小笠原諸島特例通訳案内士に関すること。 沖縄特例通訳案内士に関すること。

(観光庁観光地域振興部観光資源課の所掌事務の特例)  
 第二十九条 観光庁観光地域振興部観光資源課は、第二百二十四条の九各号に掲げる事務のほか、平成三十四年三月三十一日までの間、沖縄特例通訳案内士に関する事務をつかさどる。